

定款細則1、(2017. 8. 3. 改訂)

定款第8条による「別に定める入会金および会費」を次のように定める。

(1) 入会金

- ・正会員 3万円・・・(現行のとおり)
- ・個人賛助会員 0円
- ・団体賛助会員 1口10万円・・・(現行のとおり)
- ・ネット会員 0円・・・(現行のとおり)

(2) 年会費

- ・正会員 年1万円・・・(現行のとおり)
- ・**個人賛助会員 3千円**
- ・団体賛助会員 1口年5万円・・・(現行のとおり)
- ・ネット会員 0円・・・(現行のとおり)

定款細則2、(2017. 8. 3. 改訂)

「会員の特典」と「入会金、会費の計算」を次のとおり定める。

「会員の特典」

① 正会員・・・(現行のとおり)

- ・本会から毎月メール通信の配信を受けることができる。
- ・特別価格でのセミナー、見学会の参加ができる。

② 賛助会員

個人賛助会員

- ・本会から毎月メール通信の配信を受けることができる。
- ・会員価格でのセミナー、見学会の参加が出来るほか、各種プロジェクトの案内を優先的に受けることが出来る。

団体賛助会員・・・(現行のとおり)

- ・本会から毎月メール通信の配信を受けることが出来る。
- ・セミナー、見学会に1口につき1名の無料参加ができる。

③ ネット会員・・・(現行のとおり)

- ・本会から毎月メール通信の配信を受けることができる。
- ・会員価格でのセミナー、見学会の参加ができる。

「入会金、会費の計算」・・・(現行のとおり)

- ・受け入れた入会金は返却しない。
- ・年会費は1月1日～12月31日の事業年度ごとに計算し、期の途中入会であって

も月割計算を行わない。期の途中で退会した場合でもいったん納入された年会費は返却しない。

以上